

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）新旧対照表

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>平成25年4月 8日25環機第208号 制 定<br/>                     平成26年3月31日26環機第177号 一部改正<br/>                     平成27年4月 1日27環機第348号 一部改正<br/>                     平成28年4月 1日28環機第011号 一部改正<br/>                     平成29年4月27日29環機第088号 一部改正<br/>                     平成30年4月 4日30環機第014号 一部改正<br/>                     令和 元年8月 1日 元環機第356号 一部改正<br/>                     令和 2年4月 1日 2環機第 4号 一部改正<br/>                     令和 3年4月 7日 3環機第 18号 一部改正</p>         | <p>平成25年4月 8日25環機第208号 制 定<br/>                     平成26年3月31日26環機第177号 一部改正<br/>                     平成27年4月 1日27環機第348号 一部改正<br/>                     平成28年4月 1日28環機第011号 一部改正<br/>                     平成29年4月27日29環機第088号 一部改正<br/>                     平成30年4月 4日30環機第014号 一部改正<br/>                     令和 元年8月 1日 元環機第356号 一部改正<br/>                     令和 2年4月 1日 2環機第 4号 一部改正</p>              |
| <p>本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。）に定める環境リース、経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。</p> <p>なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 貸付施設等の範囲は、実施要領及び「中古機械・装置の貸付けに関する基準」（平成27年4月3日27環機第354号制定）に基づく施設・機械・装置等（中古機械等を含む。）になります。実施要領の別表1から4の項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者に問い合せて下さい。</p> <p>ただし、環境リースの対象となる貸付施設等は、新品のみを対象とし、中古機械等は除きます。また、経営リース、食肉リース及び生乳リースの対象となる貸付施設等のうち、コンピューターについては、</p> | <p>本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。）に定める環境リース、経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。</p> <p>なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 貸付施設等の範囲は、実施要領及び「中古機械・装置の貸付けに関する基準」（平成27年4月3日27環機第354号制定）に基づく施設・機械・装置等（中古機械等を含む。）になります。実施要領の別表1から4の項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者に問い合せて下さい。</p> <p>ただし、環境リースの対象となる貸付施設等は、新品のみを対象とし、中古機械等は除きます。〔新設〕</p> |

ソフトのみの貸付は除きます。

(2) [略]

## 2 貸付対象施設等の範囲について

### (1) 環境リース

#### ア. 家畜ふん尿処理施設等

(ア)～(ク) [略]

(2) 貸付対象施設等における施設・機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、実証展示的なもの（原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないものをいう。）は、貸付けの対象にはなりません。

## 2 貸付対象施設等の範囲について

### (1) 環境リース

#### ア. 家畜ふん尿処理施設等

(ア) 家畜ふん尿処理施設とは、家畜ふんや浄化槽等から発生する汚泥を堆肥処理するために必要となる処理施設（堆肥舎、乾燥舎及び発酵舎）、家畜尿や畜舎汚水を処理するために必要な処理施設（貯留槽及び浄化槽）とします。堆肥（液肥を含む）置き場（保管庫）、副資材置き場等家畜ふん尿処理に直接関わらない施設はリースの対象外とします。

(イ) 堆肥舎の屋根掛けには、屋根・柱の設置のほか、堆肥舎の壁の設置も含むものとします。この場合、壁のみの設置はリースの対象外とします。

(ウ) ふん尿処理機械・装置は、ふん尿処理施設に設置する家畜ふん尿処理に直接必要となる機械・装置が対象となります。家畜ふん尿処理に直接関わらないバーンクリーナー、堆肥（液肥を含む）の運搬用機具や散布機、成型圧縮機及び袋詰装置等は対象外とします。

(エ) 密閉発酵装置、いわゆる縦型コンポストや横型コンポストは、家畜ふん尿処理機械・装置の中の発酵装置が該当します。

(オ) 繰り返し作業機とは、家畜ふん尿の繰り返し作業を行うことを目的に、家畜ふん尿処理施設と一体的に整備（処理施設と同時に申請する場合のみ「一体的に整備」と見なします。）する場合のみ

|   |   |
|---|---|
| <p>(ケ) <u>実施要領の別表 1 の (1) のふん尿処理施設 (貯留槽、浄化槽、屋根を除く。)</u> の品目欄に記載の「主として」とは、施設等の柱及び梁の材料のうち、面積、体積等で最も使用割合が多いと判断される材料を指します。</p> <p>イ. 衛生関連施設等<br/>(ア) ~ (イ) [略]</p> <p>ウ. <u>希望する施設等が実施要領の別表 1 の項目の種類に該当しない施</u></p> | <p>リースの対象とします。このため、家畜ふん尿の切り返しに係る作業 (畜舎から堆肥舎へのふん尿の運搬、堆肥舎内での切り返し、処理後のたい肥の積み込み) 以外での利用を行う場合は、リースの対象外となります。</p> <p>なお、切り返し目的であっても、汎用性の高いトラクターはリースの対象とはなりません。</p> <p>(カ) 家畜ふん尿処理施設及び家畜ふん尿処理機械・装置に係る電気設備等の附帯施設については、家畜ふん尿処理施設及び家畜ふん尿処理機械・装置と一体的に整備する場合はリースの対象としますが、電気設備等の附帯施設のみの整備はリースの対象外とします。</p> <p>(キ) 送風機・装置 (ブロー) の設置については、家畜ふん尿処理施設又は攪拌機 (装置) と一体的に設置する場合はリースの対象としますが、ブローのみの設置はリースの対象外とします。</p> <p>(ク) 畜産排水の浄化・液肥化処理施設等とは、尿排水、畜舎洗浄による排水及びパーラー排水の処理施設等を指し、実施要領別表 1 のふん尿処理機械・装置の浄化装置に含むものとします。</p> <p>[新設]</p> <p>イ. 衛生関連施設等</p> <p>(ア) 死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等とは、死亡家畜を適切に外部と隔離できる構造であれば、冷凍・冷蔵設備の有無は問いません。</p> <p>適切に外部と隔離できる構造とは、扉又は蓋等により外部と内部を遮断できる構造とします。</p> <p>(イ) 防鳥ネットは、網目の幅が 2 cm 以下のもの又はそれと同等の効果を有するものと認められるものをリースの対象とします。</p> <p>[新設]</p> |
|---|---|

設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(1)のアの(ク)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。

(2) 経営リース

ア. ～オ. [略]

(2) 経営リース

ア. ダンプカー、トラック又は軽自動車のあおりを嵩上げ必要な場合、その設置経費も本事業のリース対象になります。

なお、嵩上げをするにあたっては、当該運搬車に記載されている積載荷重を厳守願います。

イ. トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表2の項目に即した利用を満たす必要があります。

ウ. 本事業における太陽光発電システム関連機器とは、太陽電池、接続箱、パワーコンディショナー、分電盤等太陽光発電を行うのに必要となる設備を指し、これらの設備及びその設置経費がリース対象となります。これにより、発電した電気の全ては、経営リースの趣旨に即し、家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等のために、自家利用しなければなりません。

発電した電気の全部又は一部(余剰電力を含む。)を売電する場合は、貸付の対象とはなりません。また、貸付後に売電していることが発覚した場合には、リース契約を解除します。

なお、売電をしないことを担保する措置として、発電した電気の利用先が家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等経営リースの趣旨に即した利用のみであることが、分電盤等により判別でき、かつ、保護継電器を設置する等電力の逆潮流を防止する仕組み(独立型太陽光発電を含みます。)が備え付けられていることが図面等で確認できるものに限りリースを行います。

また、太陽光発電システム関連機器を設置できる場所は、畜舎、家畜排せつ物処理施設及び飼料貯蔵施設の屋上等や借受者の敷地

(借受者が所有権又は賃借権を有する敷地をいう。以下同じ。)内とし、借受者が居住する住居(団体や法人の事務所等養畜に直接関係のない施設を含む。)や借受者の敷地外への設置は貸付の対象とはなりません。

畜舎等既存の施設の屋上へ設置するに当たっては、設置しようとする施設に構造上の問題がないことを、あらかじめ確認してください。強度不足等により設置しようとする施設を補強する必要がある場合、補強に要する経費は貸付の対象とはなりません。

補助事業で整備した施設に太陽光発電システム関連機器を設置するバアイハ、補助事業に基づく手続きを当リース事業の貸付契約前に確実に行ってください。手続きについては、補助事業元にお問い合わせください。

エ. 簡易畜舎については、家畜の飼養環境の改善や衛生環境の改善を図り、畜産経営の健全な発展に資するため、より多くの意欲ある畜産農家が施設導入費等を削減し、経営合理化を推進できるよう活用いただくものです。

当機構の経営リースで利用できる簡易畜舎は、肉用繁殖牛、肉用育成牛、乳用乾乳牛若しくは乳用育成牛のための畜舎、地鶏等の小規模な畜舎又は養豚農家における隔離舎等として利用するものとします。

また、経費については、原則として次に掲げる基準事業費を上限とします。ただし、地域の実状等やむを得ない事由であることを一般財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「理事長」という。)が特に認めた場合には、特認事業費を上限とすることができるものとします。なお、特認事業費の適用を受けるに当たっては、施設整備に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、施設整備費が適切かつ最小限となるよう留意ください。

| 簡易畜舎の種類 | 基準事業費(税抜き)            | 特認事業費(税抜き)            |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 肉用牛舎    | 2 5 千円/m <sup>2</sup> | 2 8 千円/m <sup>2</sup> |
| 乳用牛舎    | 2 5 千円/m <sup>2</sup> | 2 8 千円/m <sup>2</sup> |
| 一般豚舎    | 2 5 千円/m <sup>2</sup> | 2 8 千円/m <sup>2</sup> |
| 分娩豚舎    | 2 5 千円/m <sup>2</sup> | 2 8 千円/m <sup>2</sup> |
| 鶏舎      | 2 5 千円/m <sup>2</sup> | 2 8 千円/m <sup>2</sup> |

※上記事業費には、ストール等附帯設備は含みません。

貸付けを希望される畜舎が、貸付施設等の簡易畜舎に該当するかどうかは、あらかじめ、当機構の担当者に問い合わせください。

オ. 6次産業化に関する施設等については、経営リースの借受者が、自ら生産した畜産物を活用し、食肉加工品、乳製品、鶏卵加工品、菓子等を製造・販売を行うために必要となる設備、機械等を対象とし、加工・販売をするために必要な施設は貸付の対象にはなりません。

カ. 特認施設等は、実施要領の別表2の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等であって、実施要領の第1の2の(2)のオに定める要件に該当するものになりますが、希望する施設等が特認施設等に該当するかどうかは、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。なお、特認施設等の貸付申請に際しては、その効果及び必要性を記載した書面及び都道府県畜産主務課長の意見書の提出が必要となります。

[新設]

カ. 希望する施設等が実施要領の別表2の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(2)のオの(オ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。

[なお書きを削る]

キ. 実施要領の別表2の(1)のふん尿処理施設(貯留槽、浄化槽、屋根を除く。)、(2)の飼料貯蔵用施設(屋根を除く。)及び(3)の家畜飼養管理施設(屋根を除く。)の品目欄に記載の「主として」とは、施設等の柱及び梁の材料のうち、面積、体積等で最も使用割合が多いと判断される材料を指します。

(3) 食肉リース

(3) 食肉リース

|  |   |
|--|---|
| <p>ア. ～エ. [略]</p> <p>オ. <u>希望する施設等が実施要領の別表3の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(3)のアの(エ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せください。</u></p> <p>(4) 生乳リース</p> <p>ア. ～ウ. [略]</p> | <p>ア. BSEその他の疾病対策等衛生基準の高度化等のために必要な機械・施設等は、冷蔵・冷凍車(軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(車台、軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(コンテナ、軽車両を含む。)、洗浄機、室内衛生管理機器、内臓処理機、残毛処理機に限定されます。なお、室内に設置する殺菌装置は、室内衛生管理機器、牛枝肉懸垂車は冷蔵冷凍車として、衛生管理機械に含めることができます。</p> <p>イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表3の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。</p> <p>ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表3の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。</p> <p>エ. 飲食店用機械については、借受者が自ら経営する飲食店に設置することができます。対象となる施設等は、食肉、食肉加工品等を加工、調理、販売、貯蔵等するものに限ります。建築物、構築物は対象となりません。</p> <p>[新設]</p> <p>(4) 生乳リース</p> <p>ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化、乳製品製造等のために必要な施設等に限定されます。</p> <p>イ. 集送乳の合理化を目指す貸付けの対象の施設等は、指定生乳生産者団体等が生乳を集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカー等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限定されま</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| <p><u>エ. 希望する施設等が実施要領の別表4の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(4)のアの(シ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せください。</u></p> <p>3 借受者の範囲等について<br/>[略]</p> <p>4 リース契約等の方式について<br/>[略]</p> <p>5 貸付期間について<br/>[略]</p> <p>6 貸付料について<br/>(1) 貸付料<br/>[略]<br/>(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について<br/>ア. [略]<br/>イ. [略]<br/>ウ. ウ.実施要領第3の4の(2)のウの(エ)及びエのHACCP等の</p> | <p>す。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。</p> <p>ウ. 飲食店用機械については、借受者が自ら経営する飲食店に設置することができます。対象となる施設等は、牛乳、乳製品等を加工、調理、販売、貯蔵等するものに限りません。建築物、構築物は対象となりません。</p> <p>[新設]</p> <p>3 借受者の範囲等について<br/>[略]</p> <p>4 リース契約等の方式について<br/>[略]</p> <p>5 貸付期間について<br/>[略]</p> <p>6 貸付料について<br/>(1) 貸付料<br/>[略]<br/>(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について<br/>ア. [略]<br/>イ. [略]<br/>ウ.実施要領第3の4の(2)のウの(エ)及びエのHACCP等の認証と</p> |
|--|--|



|   |  |
|---|--|
| <p>認証とは、総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、GRMS (Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL STANDARD 又は JFS-B/C とします。都道府県が独自に認証している HACCP や事業者が独自に認証している HACCP は対象としません。</p> <p>また、認証取得に必要な施設を借り受ける者の確認については、法人経営において総会議事録の確認、個人経営においては誓約書の提出を行っていただきます。</p> | <p>は、総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、GRMS (Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL STANDARD とします。都道府県が独自に認証している HACCP や事業者が独自に認証している HACCP は対象としません。</p> <p>また認証取得に必要な施設を借り受ける者の確認については、法人経営において総会議事録の確認、個人経営においては誓約書の提出を行っていただきます。</p> |
| <p>7 貸付施設等の譲渡について<br/>〔略〕</p>   | <p>7 貸付施設等の譲渡について<br/>〔略〕</p>  |
| <p>8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について<br/>〔略〕</p>  | <p>8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について<br/>〔略〕</p>   |
| <p>9 保険の加入について<br/>〔略〕</p>  | <p>9 保険の加入について<br/>〔略〕</p>   |
| <p>10 貸付施設等の維持管理等<br/>〔略〕</p>   | <p>10 貸付施設等の維持管理等<br/>〔略〕</p>  |
| <p>11 事故の発生の場合の措置について<br/>〔略〕</p>   | <p>11 事故の発生の場合の措置について<br/>〔略〕</p>  |
| <p>12 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について<br/>〔略〕</p>   | <p>12 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について<br/>〔略〕</p>  |
| <p>13 貸付けの申請について</p>  | <p>13 貸付けの申請について</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>[略]</p> <p>1 4 貸付けの決定と貸付契約の締結等について<br/>[略]</p> <p>1 5 貸付施設等の納入及び検収について<br/>[略]</p> <p>1 6 貸付契約の変更等について<br/>[略]</p> <p>1 7 実施要領において定められている様式以外の様式例について<br/>[略]</p> <p>1 8 その他<br/>[略]</p> <p>別 紙<br/>[略]</p> | <p>[略]</p> <p>1 4 貸付けの決定と貸付契約の締結等について<br/>[略]</p> <p>1 5 貸付施設等の納入及び検収について<br/>[略]</p> <p>1 6 貸付契約の変更等について<br/>[略]</p> <p>1 7 実施要領において定められている様式以外の様式例について<br/>[略]</p> <p>1 8 その他<br/>[略]</p> <p>別 紙<br/>一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱について<br/>[略]</p> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>様式例 1</p> <p style="text-align: center;">受託団体 (〒) 住 所<br/>電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇<br/>受託団体名 〇〇〇〇協同組合連合会<br/>代表者氏名 〇〇 〇〇 [削る]</p> <p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について (進達)</p> <p>この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ、<br/>適当と認められますので、貴機構との業務委託契約書に基づき進達します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 貸付申請者及び貸付希望施設等<br/>貸付申請者からの貸付申請書 (別紙様式) のとおり</p> <p>2 検収を委任する場合の相手先<br/>(1) 業務委託 (〇〇〇〇協同組合) (無い場合は、「なし」と記入)<br/>(2) 検収委任 (〇〇〇〇協同組合) (無い場合は、「なし」と記入)</p> <p>3 添付書類<br/>(1) 貸付申請書一式<br/>(2) その他関連する書類</p> | <p>様式例 1</p> <p style="text-align: center;">受託団体 (〒) 住 所<br/>電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇<br/>受託団体名 〇〇〇〇協同組合連合会<br/>代表者氏名 〇〇 〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について (進達)</p> <p>この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ、<br/>適当と認められますので、貴機構との業務委託契約書に基づき進達します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 貸付申請者及び貸付希望施設等<br/>貸付申請者からの貸付申請書 (別紙様式) のとおり</p> <p>2 検収を委任する場合の相手先<br/>(1) 業務委託 (〇〇〇〇協同組合) (無い場合は、「なし」と記入)<br/>(2) 検収委任 (〇〇〇〇協同組合) (無い場合は、「なし」と記入)</p> <p>3 添付書類<br/>(1) 貸付申請書一式<br/>(2) その他関連する書類</p> |
| <p>様式例 2<br/>[略]</p>  | <p>様式例 2<br/>[略]</p>   |

附 則

この留意事項の改正は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。